官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁四六）　二
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同四七）　二
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件（内閣府八〇）　二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務二五七）　三
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁九、一〇）　三
○スリランカ民主社会主義共和国におけるサイクロン被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる災害廃棄物除去及びコミュニティ施設復旧計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務二二三）　五
○保安林の指定をする件（農林水産九三二～九四七）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八二一）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同八二二、八二三、八二五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八二四）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八一～一八六）　八
○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を取消しする件（同一八七）　八
〔国会事項〕
官庁事項　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　九
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録政治資金監査人登録・登録抹消・証票亡失関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第四十六号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和八年一月九日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。
別表	**別表**
号数 ／ 表題	号数 ／ 表題
［略］	［同左］
企業会計基準第41号 ／ 後発事象に関する会計基準	［項を加える。］
企業会計基準第42号 ／ 「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第四十七号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（一般に公正妥当な企業会計の基準）	（一般に公正妥当な企業会計の基準）
第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計基準であって、令和八年一月九日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。	**第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。
別表一（第一条関係）	**別表一**（第一条関係）
号数 ／ 表題	号数 ／ 表題
［略］	［同左］
企業会計基準第41号 ／ 後発事象に関する会計基準	［項を加える。］
企業会計基準第42号 ／ 「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○内閣府告示第八十号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第２款に規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年七月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＺＩＲ260系統	シンジェンタジャパン株式会社

○総務省告示第二百五十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、参議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年七月八日

総務大臣　林　芳正

名　称	社会民主党全国連合周辺地域
期　間	令和八年七月十日から令和九年七月九日まで
地　域	東京都中央区　明石町 入船一丁目（三番から五番まで、八番及び九番） 入船二丁目 入船三丁目 新川二丁目（二十八番から三十二番まで） 湊一丁目（三番から六番まで及び十番から十四番まで） 湊二丁目 湊三丁目 佃一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人全国避難設備工業会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年七月八日

消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

喜田　大輔

二　変更の日

令和八年四月三十日

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人電線総合技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年七月八日

消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

佐古　猛

二　変更の日

令和八年六月十二日

○外務省告示第二百二十三号

令和八年六月十日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国におけるサイクロン被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる災害廃棄物除去及びコミュニティ施設復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サイクロン被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる災害廃棄物除去及びコミュニティ施設復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八百万円

3　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

国際連合開発計画側　久保田あずさ在スリランカ事務所代表

令和八年七月八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字井口六八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口六八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字名ケ平一三五、一五四、一五六、一六〇から一六二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字名ケ平一三五・一五四・一五六・一六〇から一六二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字江田一四〇五、一四四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田一四〇五・一四四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町鬼籠野字元山七四五の五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字元山七四五の五九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町仏子字榎ノ本九七四、九七五、九八三、九九四、字フナ木八〇二、八〇三の二、山城町粟山字岡田四〇〇の一、四〇二、字のふのゑ三九一の一、三九二、字どふの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八、三九九の一から三九九の三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市井川町山の藤三六三、井川町乳ノ久保五一九の二一〇から五一九の二一五まで、井川町釜谷七二三一の一、七二三一の二、七二三三の一、七二三三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井川町乳ノ久保五一九の二一三・五一九の二一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市井川町椎ノ峯七三〇二の二、井川町渡リ瀬七五七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井川町椎ノ峯七三〇二の二・井川町渡リ瀬七五七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町ヤサン四二二一の一五、四二二一の一七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
池田町ヤサン四二二一の一五・四二二一の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町白地井ノ久保一八一二の三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
井ノ久保一八一二の三六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村南山一一三の一、一一三の三、一一四の三、一二七の一、一三〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西祖谷山村南山一一三の一・一一三の三・一一四の三・一二七の一・一三〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町三島字三谷九〇二、九一六の一、九一六の三、九一八、九一九、九二〇の二、一〇四三、一〇五〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三谷九〇二・九一六の一・九一六の三・九一八・九一九・九二〇の二・一〇四三・一〇五〇の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町西庄字桑内一九二、一九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑内一九二・一九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷**久保**八一五の一、八二三の一から八二三の四まで、八二四の一から八二四の四まで、八七四の一、八七五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町大内五九三、山川町楠根地一〇二八、一〇四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町大内五九三・山川町楠根地一〇二八・一〇四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生四五九の一、四六〇の一から四六〇の三まで、東祖谷**久保**九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二、九八三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第八百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年七月八日
国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天満川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀市榛原額井
六二七番二　一号から八号まで
六二七番一　九号から十三号まで
六一六番三　十四号から十七号まで
六一六番二　十八号
六一五番　十九号
六一七番　二十号
六一八番　二十一号から二十三号まで
六一九番一　二十四号
六一九番二　二十五号及び二十六号
六二〇番　二十七号から二十九号まで及び四十一号
六一四番　三十号から三十六号まで
一四三八番　三十七号から三十九号まで
一四三〇番　四十号
六二二番　四十二号
一四二七番　四十三号から四十六号まで
六二四番一　四十七号及び四十八号
六二五番一　四十九号及び五十号
六二六番二　五十一号から五十三号まで
六二六番三　五十四号
六二九番一　五十五号及び五十六号

○国土交通省告示第八百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、昭和四十四年建設省告示第八百二十三号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　表六甲山腹松尾谷

兵庫県神戸市東灘区本山町田辺の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三十号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 44′ 03.3066″	135° 16′ 29.1163″
2	34° 44′ 03.4030″	135° 16′ 29.0766″
3	34° 44′ 03.4179″	135° 16′ 29.0705″
4	34° 44′ 03.5172″	135° 16′ 29.0296″
5	34° 44′ 03.5437″	135° 16′ 29.0187″
6	34° 44′ 03.5782″	135° 16′ 29.0045″
7	34° 44′ 03.6221″	135° 16′ 28.7634″
8	34° 44′ 03.9675″	135° 16′ 28.4672″
9	34° 44′ 04.0640″	135° 16′ 28.3761″
10	34° 44′ 04.1318″	135° 16′ 28.3147″
11	34° 44′ 04.2378″	135° 16′ 28.2401″
12	34° 44′ 04.5362″	135° 16′ 28.0705″
13	34° 44′ 04.7958″	135° 16′ 27.9542″
14	34° 44′ 05.0066″	135° 16′ 27.8620″
15	34° 44′ 05.1797″	135° 16′ 28.0434″
16	34° 44′ 04.9070″	135° 16′ 28.2558″
17	34° 44′ 04.3407″	135° 16′ 28.7246″
18	34° 44′ 04.2150″	135° 16′ 28.8736″
19	34° 44′ 04.1655″	135° 16′ 29.0730″
20	34° 44′ 04.2034″	135° 16′ 29.2360″
21	34° 44′ 03.5323″	135° 16′ 29.2295″
22	34° 44′ 03.3262″	135° 16′ 29.1969″

○国土交通省告示第八百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、昭和四十五年建設省告示第九百四十九号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　平見川

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域、昭和五十九年建設省告示第千五百三十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域、令和元年国土交通省告示第百七十五号で指定した土地の区域及び令和六年国土交通省告示第千百七十号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 46′ 36.9239″	135° 12′ 32.1547″
2	34° 46′ 37.5900″	135° 12′ 35.2767″
3	34° 46′ 38.3446″	135° 12′ 36.7513″
4	34° 46′ 36.9948″	135° 12′ 41.4852″
5	34° 46′ 36.1690″	135° 12′ 40.2894″
6	34° 46′ 35.5456″	135° 12′ 37.8005″
7	34° 46′ 36.5476″	135° 12′ 35.4324″
8	34° 46′ 36.0144″	135° 12′ 32.5997″
9	34° 46′ 36.2983″	135° 12′ 32.1833″

○国土交通省告示第八百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小滝川

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県糸魚川市大字小滝の区域内の土地のうち、次の一点から八十七点までを順次結んだ線及び一点と八十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第千九百九号で指定した小滝川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36° 55′ 21.6229″	137° 48′ 24.5386″
2	36° 55′ 21.0909″	137° 48′ 24.0730″
3	36° 55′ 20.6089″	137° 48′ 23.1249″
4	36° 55′ 19.9785″	137° 48′ 21.1363″
5	36° 55′ 18.6354″	137° 48′ 21.0353″
6	36° 55′ 16.9142″	137° 48′ 20.1128″
7	36° 55′ 16.4467″	137° 48′ 18.7732″
8	36° 55′ 16.4388″	137° 48′ 16.9488″
9	36° 55′ 13.6300″	137° 48′ 16.8761″
10	36° 55′ 12.0313″	137° 48′ 15.6030″
11	36° 55′ 10.9586″	137° 48′ 14.1441″
12	36° 55′ 10.3475″	137° 48′ 11.3199″
13	36° 55′ 10.9538″	137° 48′ 09.7530″
14	36° 55′ 10.6849″	137° 48′ 06.7673″
15	36° 55′ 09.0963″	137° 48′ 06.1976″
16	36° 55′ 06.6584″	137° 48′ 03.2832″
17	36° 55′ 04.4582″	137° 48′ 00.4860″
18	36° 55′ 05.2459″	137° 47′ 59.5896″
19	36° 55′ 05.3381″	137° 47′ 56.9956″
20	36° 55′ 04.5410″	137° 47′ 52.1083″
21	36° 55′ 04.8641″	137° 47′ 51.8778″
22	36° 55′ 05.5373″	137° 47′ 51.7478″
23	36° 55′ 05.9364″	137° 47′ 51.7611″
24	36° 55′ 06.1134″	137° 47′ 52.4985″
25	36° 55′ 06.3191″	137° 47′ 53.5996″
26	36° 55′ 06.4862″	137° 47′ 55.0817″
27	36° 55′ 06.6636″	137° 47′ 56.1201″
28	36° 55′ 06.7944″	137° 47′ 56.9646″
29	36° 55′ 06.7326″	137° 47′ 57.4847″
30	36° 55′ 06.5402″	137° 47′ 58.1847″
31	36° 55′ 06.6634″	137° 47′ 58.7783″
32	36° 55′ 06.6774″	137° 47′ 59.2396″
33	36° 55′ 06.4577″	137° 48′ 00.4307″
34	36° 55′ 06.6373″	137° 48′ 01.0646″
35	36° 55′ 07.3483″	137° 48′ 01.7082″
36	36° 55′ 07.9685″	137° 48′ 02.5187″
37	36° 55′ 08.5880″	137° 48′ 03.2080″
38	36° 55′ 09.1568″	137° 48′ 04.0529″
39	36° 55′ 09.9306″	137° 48′ 05.2738″
40	36° 55′ 10.6160″	137° 48′ 05.3742″
41	36° 55′ 11.1968″	137° 48′ 05.5624″
42	36° 55′ 11.5544″	137° 48′ 05.9050″
43	36° 55′ 11.6514″	137° 48′ 06.2246″
44	36° 55′ 11.7099″	137° 48′ 06.4184″
45	36° 55′ 12.0573″	137° 48′ 07.5635″
46	36° 55′ 12.2194″	137° 48′ 08.3253″
47	36° 55′ 12.1485″	137° 48′ 09.8912″
48	36° 55′ 12.0530″	137° 48′ 10.3653″
49	36° 55′ 12.1580″	137° 48′ 11.1231″
50	36° 55′ 12.2103″	137° 48′ 12.1946″
51	36° 55′ 12.2881″	137° 48′ 12.3466″
52	36° 55′ 12.5254″	137° 48′ 12.6475″
53	36° 55′ 13.1692″	137° 48′ 12.9443″
54	36° 55′ 13.2264″	137° 48′ 12.9708″
55	36° 55′ 13.4269″	137° 48′ 13.2967″

56	36°55′14.1781″	137°48′13.5440″
57	36°55′14.2647″	137°48′13.5468″
58	36°55′14.8657″	137°48′13.5660″
59	36°55′15.2749″	137°48′13.4326″
60	36°55′15.3562″	137°48′13.4060″
61	36°55′15.6206″	137°48′13.4529″
62	36°55′15.7088″	137°48′13.5095″
63	36°55′16.2152″	137°48′13.8338″
64	36°55′16.9344″	137°48′14.1048″
65	36°55′17.5524″	137°48′14.4952″
66	36°55′17.9901″	137°48′14.8856″
67	36°55′18.0383″	137°48′14.9288″
68	36°55′18.4887″	137°48′15.4370″
69	36°55′18.5947″	137°48′15.9201″
70	36°55′18.5266″	137°48′16.4868″
71	36°55′18.5260″	137°48′16.5959″
72	36°55′18.5215″	137°48′17.5471″
73	36°55′18.3782″	137°48′17.9448″
74	36°55′18.8472″	137°48′18.2419″
75	36°55′19.6105″	137°48′18.2488″
76	36°55′20.5743″	137°48′18.4728″
77	36°55′20.9102″	137°48′18.7073″
78	36°55′21.1948″	137°48′19.4527″
79	36°55′21.5033″	137°48′20.1077″
80	36°55′22.2137″	137°48′20.5954″
81	36°55′22.3554″	137°48′20.9158″
82	36°55′22.0509″	137°48′21.6103″
83	36°55′22.0788″	137°48′22.0456″
84	36°55′22.2907″	137°48′22.5621″
85	36°55′22.8238″	137°48′22.7900″
86	36°55′23.1354″	137°48′23.4927″
87	36°55′22.2371″	137°48′24.1619″

○国土交通省告示第八百二十五号

一　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年七月八日から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　小滝川

新潟県糸魚川市大字小滝の区域内の土地のうち、次の一点から八十七点までを順次結んだ線、一点と八十七点を結んだ線に囲まれた土地の及び区域（平成四年建設省告示第千九百十号で指定した小滝川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°55′21.6229″	137°48′24.5386″
2	36°55′21.0909″	137°48′24.0730″
3	36°55′20.6089″	137°48′23.1249″
4	36°55′19.9785″	137°48′21.1363″
5	36°55′18.6354″	137°48′21.0353″
6	36°55′16.9142″	137°48′20.1128″
7	36°55′16.4467″	137°48′18.7732″
8	36°55′16.4388″	137°48′16.9488″
9	36°55′13.6300″	137°48′16.8761″
10	36°55′12.0313″	137°48′15.6030″
11	36°55′10.9586″	137°48′14.1441″
12	36°55′10.3475″	137°48′11.3199″
13	36°55′10.9538″	137°48′09.7530″
14	36°55′10.6849″	137°48′06.7673″
15	36°55′09.0963″	137°48′06.1976″
16	36°55′06.6584″	137°48′03.2832″
17	36°55′04.4582″	137°48′00.4860″
18	36°55′05.2459″	137°47′59.5896″
19	36°55′05.3381″	137°47′56.9956″
20	36°55′04.5410″	137°47′52.1083″
21	36°55′04.8641″	137°47′51.8778″
22	36°55′05.5373″	137°47′51.7478″
23	36°55′05.9364″	137°47′51.7611″
24	36°55′06.1134″	137°47′52.4985″
25	36°55′06.3191″	137°47′53.5996″
26	36°55′06.4862″	137°47′55.0817″
27	36°55′06.6636″	137°47′56.1201″
28	36°55′06.7944″	137°47′56.9646″
29	36°55′06.7326″	137°47′57.4847″
30	36°55′06.5402″	137°47′58.1847″
31	36°55′06.6634″	137°47′58.7783″
32	36°55′06.6774″	137°47′59.2396″
33	36°55′06.4577″	137°48′00.4307″
34	36°55′06.6373″	137°48′01.0646″
35	36°55′07.3483″	137°48′01.7082″
36	36°55′07.9685″	137°48′02.5187″
37	36°55′08.5880″	137°48′03.2080″
38	36°55′09.1568″	137°48′04.0529″
39	36°55′09.9306″	137°48′05.2738″
40	36°55′10.6160″	137°48′05.3742″
41	36°55′11.1968″	137°48′05.5624″
42	36°55′11.5544″	137°48′05.9050″
43	36°55′11.6514″	137°48′06.2246″
44	36°55′11.7099″	137°48′06.4184″
45	36°55′12.0573″	137°48′07.5635″
46	36°55′12.2194″	137°48′08.3253″
47	36°55′12.1485″	137°48′09.8912″
48	36°55′12.0530″	137°48′10.3653″
49	36°55′12.1580″	137°48′11.1231″
50	36°55′12.2103″	137°48′12.1946″
51	36°55′12.2881″	137°48′12.3466″
52	36°55′12.5254″	137°48′12.6475″
53	36°55′13.1692″	137°48′12.9443″
54	36°55′13.2264″	137°48′12.9708″
55	36°55′13.4269″	137°48′13.2967″
56	36°55′14.1781″	137°48′13.5440″
57	36°55′14.2647″	137°48′13.5468″
58	36°55′14.8657″	137°48′13.5660″
59	36°55′15.2749″	137°48′13.4326″
60	36°55′15.3562″	137°48′13.4060″
61	36°55′15.6206″	137°48′13.4529″
62	36°55′15.7088″	137°48′13.5095″
63	36°55′16.2152″	137°48′13.8338″
64	36°55′16.9344″	137°48′14.1048″
65	36°55′17.5524″	137°48′14.4952″
66	36°55′17.9901″	137°48′14.8856″
67	36°55′18.0383″	137°48′14.9288″
68	36°55′18.4887″	137°48′15.4370″
69	36°55′18.5947″	137°48′15.9201″
70	36°55′18.5266″	137°48′16.4868″
71	36°55′18.5260″	137°48′16.5959″
72	36°55′18.5215″	137°48′17.5471″
73	36°55′18.3782″	137°48′17.9448″
74	36°55′18.8472″	137°48′18.2419″
75	36°55′19.6105″	137°48′18.2488″
76	36°55′20.5743″	137°48′18.4728″
77	36°55′20.9102″	137°48′18.7073″
78	36°55′21.1948″	137°48′19.4527″

79	36° 55′ 21.5033″	137° 48′ 20.1077″
80	36° 55′ 22.2137″	137° 48′ 20.5554″
81	36° 55′ 22.3554″	137° 48′ 20.9158″
82	36° 55′ 22.0509″	137° 48′ 21.6103″
83	36° 55′ 22.0788″	137° 48′ 22.0456″
84	36° 55′ 22.2907″	137° 48′ 22.5621″
85	36° 55′ 22.8238″	137° 48′ 22.7900″
86	36° 55′ 23.1354″	137° 48′ 23.4927″
87	36° 55′ 22.2371″	137° 48′ 24.1619″

○防衛省告示第百八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度二五分四七秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日から同月十九日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十四日から同月十六日（予備、同月十七日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦
自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日（予備、同月十四日から同月十七日）の〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日及び同月十五日（予備、同月十四日、同月十六日及び同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日　時　令和八年七月十三日及び同月十五日（予備、同月十四日、同月十六日及び同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇八メートル以下までの間

実施艦
その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年七月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

信号符字　番号　名称　取消年月日
ＪＳＰＫ　二〇〇二　輸送艇二号　令和八年五月二十五日

国会事項

衆議院

質問書転送

七月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問主意書

年金給付の期日に関する質問主意書

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書

総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書

アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書

石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書

参議院

議案付託

七月六日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）　厚生労働委員会に付託

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）　経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

七月六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（小西洋之外二名発議）

質問主意書転送

七月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五七号）

我が国における難民認定の実態に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第五八号）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第五九号）

六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六〇号）

むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六一号）

高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六二号）

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六三号）

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六四号）

不当労働行為に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六五号）

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第六六号）

報告書提出

七月六日委員長から次の報告書を提出した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書審査報告書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗はインド国へ出張のところ七月三日帰朝した。

（外務省在オーストラリア日本国大使館参事官）外務事務官　松生　恒樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　日野由香里

国家安全保障局に併任する

（財務省主税局総務課主税企画官）財務事務官　伊藤　孝一

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課長）経済産業事務官　森本　要

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（経済産業省大臣官房付）　三宅保次郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））の併任を解除する

内閣官房副長官補付の併任を解除する

（財務省主税局総務課主税企画官）財務事務官　木原　健史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））内閣事務官　鴨下　誠

国家安全保障局の併任を解除する

内閣官房副長官補付の併任を解除する

外務省に出向させる（以上七月六日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　小林　大介

千葉地方検察庁検事に配置換する

千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月四日）

青戸　理成　坂口　昌子　田中　秀幸

判事兼簡易裁判所判事　瀧澤孝太郎

同　湯浅　雄士

令和八年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に任命する

任期は令和八年十二月二十五日までとする（各通）

検事　北村　治樹

同　波多野紀夫

検事兼法務事務官兼法務教官　松波　卓也

令和八年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併任する

併任の期間は令和八年十二月二十五日までとする（各通）（以上七月六日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年七月八日　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年５月20日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(1)第01533号	株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ
東京都知事(1)第32060号	株式会社Yoii
東京都知事(1)第32064号	株式会社ボルテックス・フィナンシャル・パートナーズ
東京都知事(1)第32065号	株式会社ＣＲＹＬ
東京都知事(1)第32066号	株式会社シーユーシー・ファイナンス
東京都知事(1)第32068号	八幡リース株式会社
大阪府知事(1)第13042号	株式会社キョウドウ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年４月１日	関東財務局長(15)第00571号	第一ライフペイメント株式会社（第一生命カードサービス株式会社）
令和８年４月６日	愛知県知事(1)第04228号	株式会社大晃（Smart Cashスマートキャッシュ）（株式会社大晃）

令和８年５月20日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
広島県知事(15)第00156号	株式会社明正不動産
東京都知事(3)第31711号	ＨＪアセット・マネージメント株式会社
大阪府知事(1)第13039号	株式会社大阪No.１コーポレーション

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録年月日
六四一五	八、五、二九	町田　勇
六四一六	八、五、二九	冨川　和將
六四一七	八、五、二九	岩田　敦
六四一八	八、五、二九	山内　邦昭
六四一九	八、五、二九	石田　博信
六四二〇	八、五、二九	中山　陽介

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一三五八	米川　勇	七、一一、一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六六六	小笠　信弥	八、五、二二	本人からの申請
一七九六	大川　嘉久	八、五、二二	本人からの申請
四〇四二	金木　修二	八、五、二二	本人からの申請
四四三五	樋口　良典	八、五、二二	本人からの申請
五二四二	西田　友博	八、五、二二	本人からの申請
五三九八	山田　忠美	八、五、二二	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
八〇一	萩原　広行	八〇一	元、一二、三一
五五六五	成田まどか	七一六六	七、一、一七

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００７号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社ライズ
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００８号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社アドバンス
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００９号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１０１０号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社トラスト
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号
鳥取県倉吉市秋喜２５７番地８
清算株式会社　株式会社鳥取県食
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
奈良県大和高田市今里町３４３番１号
清算株式会社　株式会社エム建設
代表清算人　　安本隆人
１　　決定年月日　令和８年６月22日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
奈良地方裁判所葛城支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県西宮市西宮浜一丁目２９番地１

清算株式会社　株式会社マクテック

１　決定年月日　令和８年６月23日

２　主文　本件協定（別紙のとおり）を認可する。

神戸地方裁判所尼崎支部

別紙

協　定

１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の８．１３％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載先

https://www.hokkaido-airports.co.jp/

（乙）掲載先　https://www.cts-cff.co.jp

令和八年七月八日

北海道千歳市美々九八七番地二二

（甲）北海道エアポート株式会社

代表取締役　山﨑　雅生

北海道千歳市平和一三八七番地一

（乙）千歳空港給油施設株式会社

代表取締役　友定　聖二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://marketcats.co.jp/

令和八年七月八日

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（甲）株式会社ジーニー

代表取締役　工藤　智昭

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（乙）ＣＡＴＳ株式会社

代表取締役　井上翔志郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ｎａｋａ　ｆａｃｔｏｒｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

茨城県猿島郡境町八〇番地二

ｎａｋａ　ｆａｃｔｏｒｙ合同会社

代表社員　中村みつえ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都杉並区和泉三丁目六番地の一彌生堂ビル

合同会社Ｊａｐａｎ　Ｂａｃｃａｌａｕｒｅａｔｅ

代表社員　山本　隆裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都渋谷区桜丘町一六番一三号桜丘フロントⅡ

合同会社ＮＩＢＡＳＨＯ

代表社員　小俣　勇祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社メイクラッチ

代表社員　近藤汰津樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都渋谷区上原一丁目一番八号代々木公園セントウエストテラス四〇一

合同会社ｃｌａｙ

代表社員　株式会社ｔｗｏ　ｓａｎｄ

職務執行者　島崎　譲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社おの澤とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都新宿区荒木町六番地三九ＧＡＲＤＥＮＴＲＥＥ一階

合同会社おの澤

代表社員　小野澤　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十日であり、組織変更後の商号は喜び逢う株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

東京都江戸川区北小岩五―四―一八

中央国際合同会社

代表社員　朱　静峰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

横浜市磯子区洋光台四丁目二七番一一号

合同会社すまいりんぐ

代表社員　出口　敦子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

横浜市西区北幸二丁目一〇番四八号むつみビル三階

ＳＯＦＡ合同会社

代表社員　菊池　風輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＷＩＮＧＯＯＤとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

大阪府堺市東区引野町一丁二七番地九

合同会社ＷＩＮＧＯＯＤ

代表社員　勝良　美喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十八日であり組織変更後の商号は本荘経営パートナー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

大阪市東淀川区東中島一丁目一七番五―一一二七

合同会社本荘護事務所

代表社員　本荘　護

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

沖縄県島尻郡久米島町字大田三四四番地の五

農業生産法人球美の風合同会社

代表社員　島袋　篤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月八日

沖縄県名護市字辺野古一三四番地一八―一Ｆ（七七号室）

合同会社盛組

代表社員　盛　徳雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月九日

掲載頁　一五四頁（号外第五号）

令和八年七月八日

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス

ＡＲＴＳ―４株式会社

代表取締役　水谷　光太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五十万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月八日

愛知県常滑市多屋町五丁目二番地

有限会社山多運送店

代表取締役　藤井　元二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　南日本新聞

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　八頁

令和八年七月八日

鹿児島市高麗町五番二五号

株式会社南日本放送

代表取締役　有山　貴史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億九千五百万円、資本準備金の額を金四億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　一〇二頁（号外第一四七号）

令和八年七月八日

東京都世田谷区奥沢六丁目一〇番九号

株式会社ＳＯＮＯ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ

代表取締役　園　俊彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年七月八日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番四号

三井精機工業株式会社

代表取締役　那須要一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月八日

札幌市東区丘珠町六四七番地五

株式会社サンケー興業

代表取締役　江島　圭一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月八日

新潟県燕市上諏訪八番二号

永田精機株式会社

代表取締役　永田　裕悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月八日

静岡県浜松市中央区中野町三一七番地の一

吉田測量設計株式会社

代表取締役　石野　直之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山縣正典が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月八日

本店　ベトナム社会主義共和国ホーチミン市三区エリア九リーチンタン通り一八〇―一八二

支店　東京都中央区晴海一丁目八番一一号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＹ棟三一階

ＳｙｓｔｅｍＧｅａｒ　Ｖｉｅｔｎａｍ　Ｃｏ．，ＬＴＤ．

日本における代表者　山縣　正典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億八千十六万四千円減少することにいたしました。なお、減少額の全額を損失のてん補に充当いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇四号）

令和八年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｔ２特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千八百八十一万六千二百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三二六頁（号外第一〇〇号）

令和八年七月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズワン

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千四百六十五万一千四百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十日

掲載頁　二二四頁（号外第十二号）

令和八年七月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズスリー

取締役　赤津　忠祐

訂正公告

令和八年六月二十九日（号外第一四三号）掲載の第四十四期決算公告（枠組）中、「代表取締役　蘭田新一郎」とあるは「代表取締役　舩橋　修」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月八日

富山県富山市岩瀬赤田町一番地

大平洋ランダム株式会社

代表取締役　舩橋　修

訂正公告

令和七年十二月一日（号外第二六三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、②「第２種旅行業」とあるは「第３種旅行業」、③「大阪府知事登録旅行業第２―3244号」とあるは「大阪府知事登録旅行業第３―3244号」、⑨「令和７年11月４日」とあるは「令和７年８月27日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月八日

大阪府高石市取石二丁目二番一八号

幸葉株式会社

代表取締役　曹　健敏

訂正公告

令和八年七月一日（号外第一四七号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④の廃止した従たる事務所「大阪府東大阪市小阪１―２―18」とあるは「大阪府東大阪市小阪１―２―18エイショウ興産ビル１Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月八日

大阪府高槻市城北町二―三―三

株式会社宝不動産

代表取締役　宮野　純

取消公告

令和八年六月二十四日（号外第一三九号）掲載の第二十八期決算公告は取消します。

令和八年七月八日

埼玉県和光市新倉五丁目六番五〇号

ジャパンエレベーターパーツ株式会社

代表取締役　那須　公輔

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九	二	改正前欄終りから	第236条の57	第236条の57関係

（原稿誤り）

部を改正する省令）

布国土交通省令第百十八号（航空法施行規則の一

令和七年十二月九日（号外第二百六十九号）公